

医療機器売却仕様書

本件は、不用となった CT 装置を売却するものであり、本仕様書はその条件等を定めるものである。

1 件 名 医療機器売却

2 物件詳細 全身用 X 線コンピュータ断層撮影装置一式
GE ヘルスケア・ジャパン株製 BrightSpeed Elite 16 列
購入：平成 20 年 1 月 27 日
管球交換：令和 6 年 8 月 7 日（使用量：9,973.7 秒）
【写真】



3 設置場所 市立甲府病院放射線部位置決め室
山梨県甲府市増坪町 366 番地
【※平面図参照】

4 現地確認 入札参加者は事前に現場を確認すること。
現地確認は、2 月 2 日～2 月 20 日の間の営業時間内とし、事前に希望する日時、時間を連絡のうえ日程を調整すること。
なお、現地確認に要する費用は、全額入札参加者の負担とする。

5 落札決定後の手続

- (1) 落札者は、契約を締結するにあたり売買代金の 100 分の 10 以上 (10,000 円未満切り上げ) を契約保証金として指定口座への振込により納めるものとする。
なお、振込手数料は落札者の負担とする。
ただし、甲府市契約規則第 34 条第 1 項第 3 号に規定する、過去 2 年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする

契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合、もしくは同第5号に規定する売買代金が即納された場合は免除する。

- (2) 契約保証金は売買代金へ充当するものとする。
- (3) 落札者は、開札日の翌日から起算して 10 日以内に契約を締結するものとする。
- (4) 契約書へは、その契約の履行を保証する保証人をたてるものとする。
- (5) 売買代金は、契約保証金を控除した金額を指定口座への振込により、令和 8 年 3 月 31 日までに納付すること（振込手数料は落札者の負担とする）。なお、売買代金を即納した場合は、総務課調達施設係まで架電により連絡すること。
- (6) 契約締結後、売買代金の支払いが期日までに行われなかった場合は売買契約が解除され、契約保証金は違約金として甲府市に帰属し返還しないものとする。
- (7) 物件の搬出について、当院担当者と協議のうえ搬出計画書を速やかに総務課調達施設係に提出すること。なお、様式は自由とする。

6 所有権移転と引渡し

- (1) 物件の所有権は売買代金の支払いが完了したときに移転するものとする。
- (2) 物件の引渡しは、現状有姿の状態で行うものとし、機器の性能等については、保証しないものとする。
- (3) 個人情報に関するデータは、落札者の責任において消去を行い、「データ消去作業完了報告書」を提出すること。
- (4) 物件の搬出に係る一切の費用は落札者の負担とする。
- (5) 落札者は、引渡す物件について「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）」ほか関係法令を遵守し、適正に処理すること。

7 その他

- (1) 騒音・振動等が発生する場合は、事前に担当者の許可を得ること。
- (2) 作業場所の安全確保には十分注意するとともに、適切な養生を行うこと。また、物件搬出の際にゴミが発生した場合は全て持ち帰るとともに、簡易清掃を行うこと。
- (3) 作業に起因する物品等の破損は落札者の責任において補修すること。
- (4) 火気を使用する場合は、事前に担当者の許可を得ること。
- (5) 搬出作業については、病院業務に影響のないよう実施すること。
- (6) 物件の搬出の際は、病院関係者、第三者等に損害を与えた時は賠償の責を負うものとする。但し、病院関係者、第三者等の責に帰する場合はこの限りではない。
- (7) 落札者は、業務上知り得た事項を他に漏らしてはならない。また、各種記録及び帳簿、関係書類・図書等についても同様とする。
- (8) 本仕様書に定めるもののほか必要事項については、双方協議の上決定するものとする。
- (9) 当院の振込先口座：山梨中央銀行（0142）本店営業部（101）当座預金 口座番号：32 口座名：シリツコウフビヨワイン